

市税の各納期限

税目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市 県 民 税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										

市税の納付には便利な
口座振替をご利用ください

一度手続をすると、毎年、自動的に引き落としされます。
(口座解約などを除く)

金融機関窓口でのお手続になります。
詳しくは、納税課までお問い合わせください。

◆休日納税相談窓口を開設します

平日はお仕事などにより、納付や納税相談ができない方は、お気軽に休日納税相談窓口をご利用ください。
休日納税相談窓口では、市税を納付していただくこともできます。
ご相談を予定されている方は、事前に納税課までお問い合わせください。
(システムのメンテナンスなどで急遽窓口対応ができない場合があります)

※対象税目は、**市県民税、固定資産税、軽自動車税**です。

【日時】11月・12月の毎週日曜日
(12月29日を除く)
午前9時～午後5時

【場所】浦添市役所 納税課窓口
(本庁舎2階)

◆年末調整等説明会について

年末調整および法定調書等の作成の仕方について、説明会を開催します。

【日時】11月12日(火)
①午前10時～午後12時30分
(浦添市・西原町)
②午後1時30分～4時(那覇市ほか)

【場所】沖縄コンベンションセンター 劇場棟
宜野湾市真志喜4-3-1
※会場駐車場には限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。
持参する書類

①用紙請求書
②年末調整関係書類
(「平成25年分 年末調整のしかた」、扶養控除等申告書など)
③法定調書関係書類
(給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表など)
④所得税徴収高計算書(納付書)
⑤平成26年分源泉徴収税額表
関係用紙の不足については、説明会で受け取ることができます。「用紙請求書」に必要な部数をご記入の上、受付にご提出ください。
※複写式でないものは、コピーにより使用することもできます。

【問い合わせ】北那覇税務署(代表)
877-11324

平成25年度 不動産公売のお知らせ

浦添市納税課では、市税収入の確保と納税の公平性の確保のため、市税の滞納処分により差押えた左記の財産(不動産)について、沖縄県および県内市町村との合同公売を行います。

公売日時
11月12日(火) 午後2時

公売場所
沖縄県南部合同庁舎 5階
会議室(那覇市旭町1-16番地の37)

●公売物件一覧

売却区分番号 合25-浦添1
所在 浦添市大平3丁目229番
地目 畑
地積 1,212㎡
見積価額 24,430,000円
公売保証金 2,450,000円

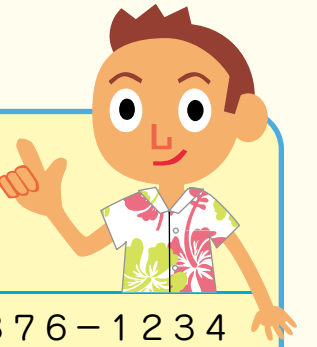
※注意事項

①公売当日は午後1時の開場後に受付を済ませた方から入札会場へご案内します(午後1時30分から注意事項の説明を行います)。
②上記物件の農地(畑)については浦添市商工業業課で発行する「買受適格証明書」が必要です。
③入札に関しては公売物件の状況等を確認し参加してください。
④公売は滞納税の納付等により予告なく中止になる場合があります。
⑤公売財産・公売手続の詳細については浦添市納税課にて配布してある公売広報、または納税課までお問い合わせください。

納税課 (内線2322・2324)

No.28

市税だより



問い合わせ

- 個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・市民税課
- 固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること・・・資産税課
- 市税の徴収や納税相談等に関すること・・・納税課

☎876-1234

内線 (2211~2217)
内線 (2261~2265)
内線 (2315・2318)

◆11月・12月は「市税徴収強化月間」です。

浦添市では11月・12月を市税徴収強化月間として、沖縄県と共に市税の納付推進を強化します。

市民の皆さまから納めていただく税金は、福祉・教育などの身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

期限内に納付がない方に対して、督促状や催告書、電話催告などにより自主納付の呼び掛けをしています。納付やご相談いただけない方に対しては、沖縄県と浦添市が共同で滞納整理を行います。期限内に税を納めた多くの市民との公平性を保つために、納付する資金があるにもかかわらず、滞納を続ける方に対しては、やむを得ず滞納処分として調査を行い、差押えなどを実施します。

事情により納付ができない場合は、お早めにご相談ください。

市税を滞納すると、延滞金が増加されます。

延滞金利率は納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は「4.3%」ですが、2か月目以降からは「14.6%」となります。(平成25年中の利率です)

市税を滞納すると...

延滞金の加算

督促状の送付

納付の呼び掛け

納税相談

財産調査

差押え

換価・充当

- ・市税を滞納すると法律の定めにより延滞金が増加されます。
- ・納期限までに税金が完納されないと、法律の定めにより督促状を送付し、以降は督促手数料100円と合わせて納付していただきます。
- ・法律では「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差押えなければならない」と定めています。しかし、うっかり忘れや、何らかの事情により納付できなかった場合を考慮し、文書や電話、自宅訪問などにより納付を呼び掛けます。



期限内に納付が困難な事情がある場合は、お早めにご相談ください。
税には、納税の緩和措置があります。

病気や災害など法律で定められた納付困難な事情があると認められる場合には納税の猶予制度があります。(地方税法第15条)

度重なる呼び掛けにもかかわらず、ご相談・納付がない場合はやむを得ず**財産の差押え**を実施することになります。

地方税法・国税徴収法の規定により、金融機関・勤務先・取引先などに対して質問・検査を実施します。

地方税法・国税徴収法の規定により、土地、建物、預貯金、給与、生命保険、自動車、動産などの差押えを実施します。

差押えに伴い、タイヤロックを実施することがあります。

タイヤロック



インターネットなどを利用した差押え財産の公売、差押えた債権の現金化を行い、滞納税へ充てます。滞納処分は滞納税がなくなるまで行われます。